

## 7. 女性と年金

検討項目	考え方
<p>(1) 女性のライフコースと世帯モデル</p> <p>(2) 第3号被保険者制度</p>	<p><b>【基本的考え方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性の就業の増加、ライフコースの多様化などを踏まえ、個人の多様な選択に中立的な制度の構築を目指すべきである。</li> <li>・ 配偶者の加入する制度により、その被扶養者の年金が変わることは不相当であり、制度の個人単位化を図るべきであるとの意見。</li> </ul> <p><b>【世帯モデル等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被用者世帯における給付水準の妥当性を所得代替率で判断する場合、所得代替率は世帯類型別に相当の差があることから、世帯類型別に複数のモデルで検討する必要があるとの意見。</li> </ul> <p><b>【年金権分割案】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2号被保険者が納付した保険料について、年金給付上、世帯で夫婦が共同で負担を行ったものとみなして、被用者世帯の年金の個人単位化を図るべきとの意見。</li> <li>・ 年金権分割案は、世帯単位での給付と負担の関係を維持しつつ、個人単位化を進めるものとして考えられるとの意見。</li> <li>・ 年金権を分割すれば、妻（あるいは夫）の貢献が目に見えるようになる点で、現行制度の見直しが図られるとの意見。</li> <li>・ 年金権分割案を採用するのであれば、共働き世帯等2号－3号世帯以外の世帯に対しても分割を認めるべきとの意見。</li> <li>・ 年金権は一種の財産権と考えられるため、分割される側への十分な情報提供と同意を得るための仕組みが必要との意見。</li> <li>・ 分割を認めることとした場合でも、3号被保険者が負担することなく基礎年金が支給される点は変わらず、不公平感は解消されないとの意見。</li> <li>・ 離婚していない夫婦は分割する必要がないとの意見。</li> </ul>

#### 【負担調整案】

- ・ 妻も保険料を負担して老後の保障を得るとともに、共働き世帯や独身者の不公平感を是正する上で現実的との意見。
  - ・ 応能負担という厚生年金の原則を変更するのは不適當、また夫婦の合計賃金と同じでも片働き夫婦が共働き夫婦よりも保険料額が高くなり、水平的公平性に反するとの意見。
  - ・ 負担調整案Ⅰ（注1）は、応能負担原則の厚生年金に応益負担を持ち込むことは不適當。また、逆進性が高くなる可能性があり、問題があるとの意見。
  - ・ 負担調整案Ⅱ（注2）により、段階的に個人単位での公平性を徹底していく方向がよいとの意見。
  - ・ 負担調整案Ⅱは、片働きの被保険者が不利となり、雇用中立的でなくなるとの意見。
- （注1）被用者グループにおいて、応能負担（定率保険料）と応益負担（定額保険料）を組み合わせる案
- （注2）第2号被保険者の定率保険料を、第3号被保険者の基礎年金に関する拠出金負担分を除いて設定し、第3号被保険者に関する拠出金負担に要する費用を第3号被保険者を抱える第2号被保険者の間で定率で負担する案

#### 【給付調整案】

- ・ 基礎年金を受給するために定額保険料を支払う第1号被保険者との公平性は担保されるとの意見。
- ・ 老後に必要な基礎的費用を賄うという基礎年金制度の趣旨に反するとの意見。
- ・ 夫婦の合計賃金と同じでも片働き夫婦が共働き夫婦よりも年金額が低くなり、水平的公平性に反するとの意見。

#### 【第3号被保険者縮小案】

- ・ 第3号被保険者制度は現在の社会経済の実態に適合し、社会保険の応能負担の原則に則した制度であり、その範囲は縮小するとしても、制度の大枠は維持すべきとの意見。
- ・ 当面、厚生年金の適用拡大や被扶養者認定基準の見直しにより、第3号被保険者を縮小していくことで対応すべきとの意見。
- ・ 短時間労働者への適用拡大を行ったとしても、第3号被保険者縮小の効果は小さいとの意見。

#### 【その他】

- ・ 4案のいずれによっても、世帯類型による所得代替率の格差は残り、基礎年金制度の見直しが必要との意見。

### (3) 遺族年金

- ・ 基礎年金を税方式化することにより、公正な負担の実現につながり、第3号被保険者問題の解決に資するとの意見。

#### 【高齢期の遺族配偶者に対する年金給付】

- ・ 自らの保険料納付が給付額に反映される仕組みとする観点から、まず本人の老齢厚生年金の全額受給を基本とし、遺族厚生年金との差額を支給する仕組みとすべき。
- ・ 受給方法Ⅳ(注)は、共働きと片働き世帯の公平性の確保につながるとの意見。  
(注) ①妻自身の老齢厚生年金は全額支給、②遺族年金の水準を「遺族配偶者(妻)自身の老齢厚生年金と死亡した配偶者(夫)の老齢厚生年金」の一定割合とし、妻自身の老齢厚生年金との差額を遺族厚生年金として支給する案
- ・ 受給方法Ⅳでは遺族年金額の低い者の年金額を下げたり、より高い共働き等の者の年金額を引き上げたりすることとなり必ずしも適当でないとの意見。
- ・ 受給方法Ⅳを導入しつつ、年金財政上厳しい状況にならないような割合を決定すべきとの意見。
- ・ 共働きと片働き世帯の公平性を確保し、個人単位化の方向性を確保する上では、原則として遺族厚生年金の水準は報酬比例年金の1/2とすべきとの意見。
- ・ 夫婦間の年金分割の導入により、老後はそれぞれ自分自身の年金で暮らすようになり、遺族年金は不要となるのが将来的な方向であるとの意見。

#### 【若齢期の妻等に対する年金給付】

- ・ 子のいる若齢期の妻については、現行制度を維持すべきである。
- ・ 子のいない若齢期の妻については、遺族厚生年金は有期給付とするなどの見直しを行い、就労支援に重点を置く方が望ましい。例えば、一定期間又は一定年齢までの支給や一時金とすべきとの意見。
- ・ 子を有しない中高齢期の妻については、雇用機会、雇用条件等を考えると、まだ遺族年金の必要性がある。

#### 【支給要件における男女差】

- ・ 男女で雇用機会、雇用条件等に格差がある現状では、現行制度の男女差はやむを得ない。
- ・ 遺族年金の支給要件における男女差はなくすべきとの意見。
- ・ 男女の支給年齢要件をどちらにそろえるかは、将来の遺族年金のあり方としてどのような方向性を目指すかという観点から考えるべきとの意見。

(4) 離婚時の年金分割

【生計維持要件】

- ・ 被保険者の死亡時に認定基準以上の収入がある場合でも、受給権を与えた上で支給停止とする扱いとすべきとの意見。
- ・ 生計維持要件については、高すぎるので見直すべきではないか、その場合遺族となった者の毎年の年収に応じて年金額を段階的に調整する仕組みとすべきとの意見。

【離婚時の年金分割制度の導入】

- ・ 離婚した妻自身の年金による生活保障は現状では不十分であり、老齢厚生年金の分割を実施すべきである。
- ・ 年金による生活保障を受けられなくなることから離婚したいのに離婚できないという現行制度の問題を解決するために離婚時の年金分割は必要との意見。
- ・ 婚姻期間中から年金権を分割すべきとの意見。

【離婚時の年金分割の仕組み】

- ・ 夫の老齢厚生年金の受給権が発生していない時点での離婚についても、年金分割を認めることが望ましいとの意見。
- ・ 分割の有無及び分割割合等については、夫婦の合意により決定し、合意が得られない場合は、裁判所の審判等により決定すべきとの意見。
- ・ 夫婦の合意がない場合に、離婚当事者が年金受給権の分割を、財産分与の一環として裁判上の請求を行えるとするためには、配偶者が年金受給権の分割請求権を有することとする必要があるが、年金受給権という特殊な債権について民事上の請求権を法的に与える根拠は、現時点では十分な合意となっていないなどの問題があり、次期改正では合意に基づく分割をまず導入することが適当とする意見。
- ・ 短期間の婚姻や若年者同士の離婚について、分割を認める必要性は薄いのではとの意見。一方、短期間の婚姻や若年者同士の離婚についても分割を認めるべきとの意見。
- ・ 事実婚については、内縁関係についての婚姻期間の証明が難しいという問題があるとの意見。一方、事実婚関係の明確な証明が得られた期間に限っては分割を認めるべきとの意見。
- ・ 分割は制度改正後の離婚に限るとしても、分割の対象となる年金受給権については改正前の婚姻期間を含めるべきとの意見。

	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 離婚の場合に限っての年金分割でなく、婚姻期間中の2号-2号についても認めるべきとの意見。一方、婚姻期間中の分割は問題が多いとの意見。</li> </ul>
--	---

## 8. 国民年金保険料の徴収

検討項目	考え方
○国民年金保険料の徴収	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民年金の納付率の低下は年金制度の根幹をゆるがす問題。徹底した対策により納付率の回復に全力をあげるべき。</li> <li>・ 国民に対して、年金広報や年金教育により、制度の意義・役割、さらに保険料納付の有利さについて正しく理解してもらう中で、保険料納付は国民の義務であるという意識の徹底を行うことが必要。</li> <li>・ 悪質な滞納者に対しては、滞納処分を行うべき。</li> <li>・ 強制徴収を確実にを行うための仕組みを構築すべき。</li> <li>・ 現実に負担能力がない、又は低い者については免除すべきであり、現在の免除の仕組みを更に見直すことが必要。</li> <li>・ 納付督励対策の実施にあたっては事務コストの面から費用対効果を考慮すべきとの意見。</li> <li>・ 保険料の時効については、現在の2年では短すぎるのではないかとの意見。</li> <li>・ 定期的に納付実績や将来の受給見込みなどを自ら確認できる仕組みを構築し、その仕組みを通じて、保険料納付を促進していくべきとの意見。</li> <li>・ 未納者に対しては、個人年金の保険料控除の適用を除外することや、国民健康保険証、パスポート、運転免許証等の取得・更新の要件として保険料納付を入れるべきとの意見。</li> </ul>

## 9. 被用者年金の一元化

検討項目	考え方
○被用者年金の一元化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的年金制度の一元化については、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、関係者の合意を得つつ、21世紀初頭の間結論が得られるよう検討を急ぐべき。</li> <li>・ 公的年金制度の安定化と公平化を図るため、被用者年金（国家公務員共済、地方公務員共済、私立学校教職員共済及び厚生年金）の統合を早期に実施すべきとの意見。</li> </ul>

## 10. 福祉施設等

検討項目	考え方
○福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金の福祉施設については、これまでも必要な見直しを行ってきたところであるが、厚生年金及び国民年金の厳しい財政状況並びに福祉施設を取り巻く社会環境や国民ニーズの変化等を踏まえ、その見直しを行うべき。</li> <li>・ 現行の年金住宅融資や大規模年金保養基地については「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）のとおり早期に廃止すべき、あるいは、被保険者還元の新たな施策については特殊法人改革との関係で慎重であるべきとの意見。</li> <li>・ 長期保険の年金制度は、40～45年間保険料を納めるのみで、短期保険と違ってメリットが少ないことが特に若い世代の年金制度への無関心や未加入・未納問題を生んでいるとすると、年金制度のメリットを示し、年金制度の理解を深めるための施策はあってもよいのではないかととの意見。</li> </ul>

## 1.1. 企業年金等

検討項目	考え方
○企業年金の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的年金の改革と合わせ、多様化する企業・従業員の要望への対応を含め、企業年金等の役割を一層高めるべき。また、自助共助に対する政策上のインセンティブ、とりわけ税制上の支援措置を充実すべき。</li> </ul>
○厚生年金基金制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生年金基金の財政の健全化を確保するため、免除保険料率の凍結解除を行い、予定利率の引下げ分、死亡率の改善分等を反映させるべき。その際、免除保険料率の個別化を進め、少なくとも上下限を拡げるべき。</li> <li>・ 基金は自己責任の下に財政健全化を図ることが基本であるが、予定利率の変更や死亡率の改善等、基金の責任とは言えない過去期間に係る負担増の部分については、一定の調整を行うべき。なお、凍結解除に伴う最低責任準備金の見直しの際には、現在の仕組みとの連続性に留意すべき。</li> <li>・ いわゆる代行割れ基金についても、基金の自己責任による財政健全化が基本であるが、国民に対する十分な説明の下、解散時の分割納付や納付額の特例を行うべき。また、分割納付に際しては、将来の返済が確実に行われるための措置が必要。</li> </ul>
○確定給付企業年金制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確定給付企業年金等のポータビリティについては、厚生年金基金連合会による中途脱退者の通算制度の拡大、厚生年金基金・確定給付企業年金間や厚生年金基金・確定給付企業年金から企業型・個人型確定拠出年金への資産移換が可能となる措置を講ずるべき。</li> <li>・ 支払保証制度については、受給者保護のため導入すべきという意見と、モラルハザードや全体的コストの観点から導入すべきでないとの意見。</li> </ul>
○確定拠出年金制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拠出限度額の引上げを図るべき。</li> <li>・ マッチング拠出については、認めるべきという意見と、認めるべきでないとの意見。</li> <li>・ 中途脱退について、脱退一時金の受給要件の緩和をすべき。</li> </ul>
○企業年金等に係るその他の論点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別法人税については廃止すべき。</li> <li>・ 給付減額の要件の緩和や財政検証の弾力化等、企業年金の運営の弾力化について検討が必要との意見。</li> <li>・ 企業会計基準については、代行部分は退職給付債務の算定対象から除外するなど、中長期的観点から運営</li> </ul>

	される年金制度の実態を反映したものとなるよう早急に修正すべきとの意見。
--	-------------------------------------

## 1 2. 年金改革と他の社会保障制度改革

検討項目	考え方
○年金改革と他の社会保障制度改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給付水準の設定に当たっては、医療、福祉、税制との関連を含めて総合的な検討が必要との意見。</li> <li>・ 年金改革にあたっては、将来の現役世代の負担を過重なものにならないよう、国民負担率の上昇を極力抑制するという観点を念頭に置くことが必要。</li> </ul>